

平成27年第2回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成27年2月10日（水） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，
高井 章副学長，渡部 剛教授，千葉 茂教授，服部 ユカリ教授，
鈴木 裕教授，林 要喜知教授，千石 一雄教授，作宮 洋子教授，
立野 裕幸教授，久保 進事務局長，吉田 貴彦教授，

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，萩総務部長，小出教務部長，
大石総務課長，滝本企画広報評価課長，加藤研究支援課長，伊藤会計課長，
西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成27年第1回（平成27年1月14日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 名誉教授の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1-1～4に基づき説明があり，投票の結果，名誉教授称号授与規程第2条の規程により，教授に名誉教授の称号を付与することが決定された。

2. 教員の人事について

（議事の進行上，議題2（1）に先立って報告事項の1. 学長報告（1）について，学長から報告があった。）

（1）教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり教授候補者とすることが了承された。

（2）准教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり准教授候補者とすることが了承された。

（3）准教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料4に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり准教授候補者とすることが了承された。

(4-1) 講師候補者の選考について

本件について、学長から発議及び事前配付資料5に基づき説明があり、審議、投票の結果、資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

(4-2) 講師候補者の選考について

本件について、学長から発議及び事前配付資料15に基づき説明があり、審議、投票の結果、資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

(5) 助教等候補者の選考について

本件について、学長から発議及び資料1（事前配付資料6～10）に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり助教等候補者の選考について了承された。

(6) 客員教授候補者の選考について

本件について、学長から客員教員・特任教員の選考については、本学教員の選考基準及び選考細則に準じて行うこととなっているが、身分は非常勤であり、雇用期限もあることから、推薦のあった教員候補者を諮り、投票は行わず出席者の了承を得ることで進めたい旨の発議があり、審議・了承された。

続いて、学長から発議及び事前配布資料11に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり客員教授候補者とすることが了承された。

3. 内科学講座（消化器・血液腫瘍制御内科学分野）教授候補者選考委員会委員の選出について

本件について、学長から発議の後、平成27年1月14日開催の本評議会において、内科学講座（消化器・血液腫瘍制御内科学分野）教授候補者の採用方針等について承認されていること。本日は、教授候補者選考委員会委員の選出について諮ることの説明があった。

続いて、学長から資料2に基づき、選考委員会委員は、教授選考細則第7条により職種指定委員である学長及び副学長のほか、教授会構成員のうちから6名の委員を選出することの説明があり、審議の結果、資料のとおり選考委員会委員の選出が了承された。

なお、委員会の委員長は学長が務め、各委員の都合を調整のうえ委員会を開催する旨学長から付言があった。

4. 麻酔・蘇生学講座教授候補者選考委員会委員の選出について

本件について、学長から発議の後、平成27年1月14日開催の本評議会において、麻酔・蘇生学講座教授候補者の採用方針等について承認されていること。本日は、教授候補者選考委員会委員の選出について諮ることの説明があった。

続いて、学長から資料3に基づき、選考委員会委員は、教授選考細則第7条により職種指定委員である学長及び副学長のほか、教授会構成員のうちから6名の委員を選出することの説明があり、審議の結果、資料のとおり選考委員会委員の選出

が了承された。

なお、委員会の委員長は学長が務め、各委員の都合を調整のうえ委員会を開催する旨学長から付言があった。

5. 平成27年度臨床指導教授等の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配布資料12-1～2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり各講座から推薦のあった78名及び各関連教育病院等から推薦のあった169名に対して臨床指導教授等の称号を付与することが了承された。

6. 平成27年度非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料13-1～2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

7. 平成27年度大学院修士課程非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料14に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり大学院修士課程非常勤講師に任用することが了承された。

8. センター長候補者の選考について

本件について、学長から発議の後、センター長の任期が平成27年3月31日で満了するため、後任のセンター長を選考する必要があること。選考は、同センター長選考基準に関する規程により、「教育研究評議会の議を経て学長が行う。」とされており、「本学専任の教授のうちから選考する」旨説明があった。

次いで、同センター長については、引き続き、教授を適任者として推薦することが諮られ、審議の結果、推薦のとおり決定した。

なお、任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間である旨学長から付言があった。

9. 不正行為防止対策関係諸規程の改正等について

本件について、学長から発議があり、次いで高井副学長から、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、研究活動の不正行為防止及び公的研究費不正使用防止の運営・管理体制を整備するため関係諸規定の改正を行なう旨の説明があった、

引続き加藤研究支援課長より資料5-1～6に基づき説明があり、今後、教職員に誓約書提出の協力依頼をする旨説明があった。

その後、審議の結果、不正行為防止対策関係諸規程が原案のとおり了承された。

学長から、本規程は本日から施行する旨付言があった。

10. 教員の年俸制導入について

本件について学長から発議があり次のとおり説明があった。

- ①文部科学省において公表した「国立大学改革プラン」の中で「人事・給与システムの弾力化」を求めており、「平成27年度までの改革加速期間中に1万人規模で年俸制を導入」することとしていること。
- ②本学には、平成28年5月1日までに常勤教員の10%相当の26名に導入することを目標に設定されていること。
- ③大学運営会議において、新たな給与制度として年俸制給与の導入を検討してきたこと。

次いで大石総務課長から、資料4に基づき説明があり、その後、審議の結果、教員に対する年俸制導入について原案のとおり了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 教員の退職について

教員の退職予定者は、資料8のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題2(1)に先立って行われた。)

(2) 平成26年度補正予算(第1号)について

(3) 平成27年度国立大学法人運営費交付金の内示について

(4) 寄附講座の期間延長について

(2)～(4)については、教授会で報告すること。

次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は、平成27年3月26日(木)午後2時45分から第二会議室において開催すること。